

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 5 月 25 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500602号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600017号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年9月17日の標準賞与額を18万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年9月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年9月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年9月17日

A社において、平成15年9月17日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

給料支払明細書(平成15年決算賞与)及び決算賞与支給の通知を提出するので、調査の上、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する給料支払明細書(平成15年決算賞与)及び決算賞与支給の通知並びに請求者の給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る預金元帳の写しから、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書(平成15年決算賞与)及び決算賞与支給の通知で確認できる賞与額から、18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500581号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600018号

## 第1 結論

1 平成16年2月1日から平成18年9月1日までの請求期間のうち、請求者のA社における平成16年3月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年3月の標準報酬月額については19万円から22万円、平成16年4月の標準報酬月額については19万円から20万円、平成16年5月から平成17年8月までの標準報酬月額については19万円から22万円、平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については20万円から22万円とする。

平成16年3月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年3月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年2月1日から平成18年9月1日まで  
② 平成16年7月16日

厚生年金保険の被保険者記録によると、私が、A社に勤務した平成16年2月1日から平成19年2月2日までの期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が給与支給額に比べて低額となつ

ている。調査の上、請求期間①に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、A社において、請求期間②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間②の標準賞与額の記録が無い。調査の上、請求期間②の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成16年3月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成18年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間の給与明細書の写しにより、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

そして、上記期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の平成16年3月、同年5月から同年10月までの期間、同年12月から平成18年6月までの期間及び同年8月の標準報酬月額については、請求者から提出された当該期間の給与明細書の写しの厚生年金保険料控除額から22万円とし、平成16年4月の標準報酬月額については、上記給与明細書の写しの給与支給額から20万円とすることが必要である。

また、請求期間①のうち、平成16年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成18年7月1日から同年8月1日までの期間については、請求者の給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る預金元帳の写し及び請求者から提出された当該期間前後の給与明細書の写しから、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の平成16年11月及び平成18年7月の標準報酬月額については、それらの資料から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、平成16年3月から平成18年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、i) 当該期間について、給与明細書等により確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、ii) 平成17年9月から平成18年8月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額になっていることから、事業主は、給与明細書等により確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬

月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成16年2月1日から同年3月1日までの期間については、元取締役は、当該期間の厚生年金保険料の控除等について不明と回答している上、請求者も、当該期間における給与支給額等を確認できる給与明細書や預金通帳等の資料を所持しておらず、請求者に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票からも厚生年金保険料控除額を推認できない。

このほか、請求者の平成16年2月1日から同年3月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成16年2月1日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者の給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る預金元帳の写し及び請求者の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書の写しから、請求者は、当該期間に3万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500626号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600006号

## 第1 結論

平成元年3月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月から同年12月まで

私は、平成元年1月末に会社を退職した後、しばらく国民年金に加入していなかったが、収入が安定したため、平成3年4月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続を行ったとき、区役所の職員から「国民年金保険料は、2年前までしか遡って納付できないので、2年を超える1か月分は納付できない。納付書の期限に気を付けて古い順に納付してください。」と説明されたため、請求期間の国民年金保険料については、毎月、1万円ぐらいを、納付書により金融機関又は郵便局で納付した。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳に到達した第1号被保険者の資格取得日及び後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成4年2月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、毎月、1万円ぐらいを、納付書により金融機関又は郵便局で納付したと主張しているが、前述の請求者の推認される加入手続時点において、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。